北九州市監査公表第9号令和6年2月21日

 北九州市監査委員
 中 西 満 信

 同
 廣 瀬 隆 明

 同
 村 上 幸 一

 同
 奥 村 直 樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の対象

今回の監査は、北九州市が借入金の元金又は利子の支払を保証している団体のうち、福岡北九州高速道路公社の令和4年度及び令和5年度(令和5年4月から同年6月末日まで)の出納その他の事務の執行を対象とした。

#### 2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

### 3 監査の期間

令和5年7月7日から令和6年1月30日まで

### 4 事業の概要及び監査の結果

(1)福岡北九州高速道路公社

### ア 事業の概要

## (ア)目的

福岡北九州高速道路公社(以下「道路公社」という。)は、福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺地域において、指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、福岡県、福岡市及び北九州市の出資により、昭和46年11月1日に設立された法人である。

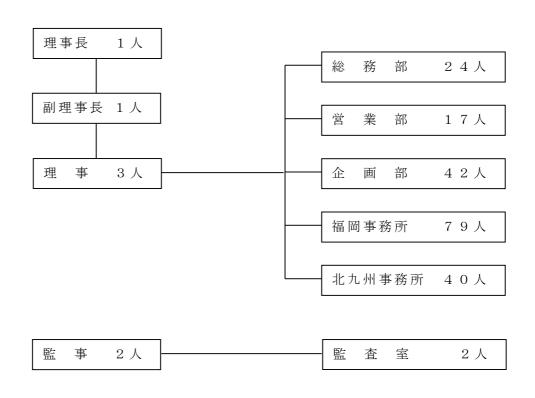
# (イ) 現況

道路公社は、前記の事業目的を達成するため、北九州市及び福岡市の区域並びにその周辺における有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持管理等を行っている。

### (ウ)組織

道路公社の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和5年6月30日現在)



# (エ) 市との関係

北九州高速道路については福岡県と北九州市が、福岡高速道路については福岡県と福岡市が、出資金及び特別転貸債貸付金の各2分の1を負担している。また、国の無利子貸付金、地方公共団体金融機構借入金及び民間借入金についても、その限度において各2分の1を債務保証している。

さらに、北九州高速道路については、経営改善資金を福岡県と北九 州市が各2分の1を貸し付けている。

#### イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

道路公社では、償還準備金積立方式による会計処理を行っている。この会計方式では、有料道路事業における料金等収入から管理費や支払利息等を差し引いた収支差額を償還準備金繰入れとして費用計上し、その累計額を償還準備金として負債に計上している。

道路公社の令和4年度の経営状況を見ると、道路事業の経常利益は、前年度と比べて5億4,835万円増加し、321億7,225万円となった。これを償還準備金に繰入した結果、令和4年度末の償還準備金残高は6,237億6,155万円となった。

道路公社では、老朽化が進む都市高速道路の機能と長期健全性の確保に取り組むため、維持管理の方向性を示す基本的な計画である「福岡北九州高速道路公社インフラ長寿命化計画(行動計画)」(令和3年度~令和7年度)に基づき、メンテナンスサイクルによる確実な維持管理を推進している。北九州高速道路では、令和4年度から老朽化対策として1~3号線の大規模修繕事業に着手し、令和5年度からは1~4号線の路面の大きな段差やずれを防止する耐震補強事業に着手した。

今後とも、健全かつ効率的な経営や利用促進に努めることで着実に借入金の償還を推進するとともに、メンテナンスサイクルの実施や道路の老朽化・予防保全対策等の維持管理に取り組み、安全・安心・円滑で質の高いサービスを継続的に提供することを期待する。